

守谷市情報セキュリティ基本方針

（平成15年7月15日策定）

《 目 次 》

守谷市情報セキュリティ基本方針

第1条	目的.....	2
第2条	定義.....	2
	(1) ネットワーク	
	(2) 情報システム	
	(3) 情報資産	
	(4) 情報セキュリティ	
第3条	職員等の義務.....	2
第4条	情報セキュリティ管理体制.....	2
第5条	情報資産の分類.....	2
第6条	情報資産への脅威.....	2
第7条	情報セキュリティ対策.....	3
	(1) 物理的セキュリティ対策	
	(2) 人的セキュリティ対策	
	(3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策	
第8条	情報セキュリティ対策基準の策定.....	3
第9条	監査.....	3
第10条	評価及び見直し.....	3

守谷市情報セキュリティ基本方針

（目的）

第1条 電子自治体構築には、全てのネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有することが前提条件であるが、守谷市の各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。したがって、これらの情報及び情報を取り扱う情報システムを様々な脅威から防御することは、市民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、行政事務の安定的な運営のためにも必要不可欠であり、ひいては、守谷市に対する信頼の維持向上に寄与するものである。そのため、守谷市の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策を整備することとし、守谷市が所掌する情報資産に関する業務に携わる全職員（派遣職員、非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員等」という。）に浸透・普及・定着させるべき規範として、守谷市情報セキュリティ基本方針を定める。

（定義）

第2条 この訓令における用語の定義は、次の各号に定めることによる。

- （1）ネットワーク 通信網並びにその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、情報の処理を行う仕組みをいう。
- （2）情報システム 電子計算機（ネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、情報の処理を行う仕組みをいう。
- （3）情報資産 ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全てのデータ並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全てのデータをいう。
- （4）情報セキュリティ 情報資産の機密の保持及び正確性・完全性の維持並びに利用可能な状態を維持することをいう。

（職員等の義務）

第3条 職員等及び情報資産に関する業務を委託される者（以下「外部委託事業者」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって情報セキュリティ基本方針に基づくセキュリティ対策を遵守する義務を負うものとする。

（情報セキュリティ管理体制）

第4条 守谷市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進・管理するための組織・体制を確立するものとする。

（情報資産の分類）

第5条 情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

（情報資産への脅威）

第6条 情報セキュリティ対策において、情報資産を脅かす脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮すると、特に認識すべき脅威は以下のとおりである。

- (1) 部外者による故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持出し，盗聴，改ざん及び消去並びに機器及び媒体の盗難等
- (2) 職員等及び外部委託事業者による意図しない操作，故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持出し，盗聴，改ざん及び消去並びに機器及び媒体の盗難及び規定外の端末接続によるデータ漏洩等
- (3) 地震，落雷，火災等の災害及び事故並びに故障等によるサービス及び業務の停止
(情報セキュリティ対策)

第7条 前条の脅威から情報資産を保護するために，以下の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

- (1) 物理的セキュリティ対策 情報システムを設置する施設への不正な立ち入り及び情報資産への損傷，妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。
- (2) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する権限や責任を定め，全ての職員等に情報セキュリティ対策の内容を周知徹底する等，十分な教育及び啓発が講じられるように必要な対策を講じる。
- (3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策 情報資産へのアクセス制御，ネットワーク管理等の技術面の対策及びシステム開発等の外部委託，ネットワークの監視，情報セキュリティ対策遵守状況確認等の運用面の対策を講じる。また，緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講じる。
(情報セキュリティ対策基準の策定)

第8条 守谷市の情報資産について，情報セキュリティ対策を講じるに当たり，遵守すべき事項及び判断等の基準を統一的なレベルで定めるため，情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した「守谷市情報セキュリティ対策基準」を定める。

2 「守谷市情報セキュリティ対策基準」は，公表することにより守谷市の行政運営に重大な支障を及ぼす恐れのある情報であることから，これを非公開とする。

(監査)

第9条 情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため，定期的に監査を実施する。

(評価及び見直し)

第10条 情報セキュリティ監査の結果等により，情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに，情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するための見直しを随時実施する。